

【意見】

職員採用試験における年齢制限の件については、平成20年3月付けでご回答がございましたが、今回は別の角度から質問させていただきます。

地域主権の流れの中で、市役所の事務量が増加して参りました。

例えば、パスポートの取り扱い、介護分野における要支援の市町村移管、生活困窮者自立支援事業の実施等、数多く見受けられます。

また、少子高齢化の進行に歯止めが掛からず、就労世帯人口が減少する中で、厳しい財政事情に直面していると思われまます。

従いまして、従来の職員採用試験とは別枠で、民間企業等経験者採用を実施するのはどうかと考え、提案させていただきます。

これにより多様な人材を確保できるのと同時に、即戦力を採用でき、研修等による費用は削減できると考えます。(即戦力を採用するという意味では、公務員経験も職務経験に含ませるのが妥当と存じます。)

なお、参考に群馬県内の今年度の経験者採用の実施自治体と年齢要件を記します。

1. 桐生市 年齢制限なし 公務員経験可
2. 高崎市 年齢制限なし 公務員経験可
3. 東吾妻町 40歳まで 公務員経験可
4. みどり市 40歳まで 公務員経験可
5. 片品村 52歳まで 公務員経験可 (なお、片品村については、経験者採用ではなく、一般の試験の年齢制限を緩和したもの)

以上、前向きにご検討頂ければ、幸いに存じます。

よろしくお願い申し上げます。

男：40代：市内在住

【回答】

地方分権一括法の施行以降、国及び県からの事務の権限移譲により、各業務における事務量が増大しております。

そこで、社会人枠等は設けておりませんが、一般事務職については、多様で優秀な人材を確保する必要があると考え、職員採用試験受験資格を大卒相当で年齢制限を30歳まで引き上げております。

また、建築技術職・土木技師職・保健師・技能労務職など、専門的な知識、経験、能力及び資格が必要となる職種については、それぞれの職種における職員の年齢構成などを考慮のうえ、一般事務職より年齢要件を緩和しながら、民間や公務員などの経験者を含め、知識や経験が豊かで即戦力となる人材確保に努め、民間企業や公務員経験者を採用しているところであります。

さらに、非常勤嘱託員につきましても、各業務における専門知識や経験を有している民間企業や公務員経験者を採用し、市民サービスの向上に努めているところであります。

担当：総務課